

議案第91号

葛飾区空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月10日

提出者 葛飾区長 青木 克徳

(提案理由)

学識経験者の委員の上限数を5人から7人に変更する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

葛飾区空家等対策協議会条例（平成27年葛飾区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「5人」を「7人」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に伴い新たに委嘱される委員の任期は、第3条本文の規定にかかわらず、令和9年5月31日までとする。